

日時・場所	令和4年6月6日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

- 明日、令和4年第2回野洲市議会定例会が開会する。提案する議案の中には重たいものもあり、大変な議会になると思うがよろしく願います。

2. 議題

【報告事項】

①野洲市公益通報の処理に関する規則の制定について

令和4年6月1日より公益通報者保護法の一部を改正する法律が施行されることから、事業者がとるべき措置として内部公益通報対応体制整備が義務化され、公益通報対応業務従事者を定めることや、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることとなる。これに伴い、「野洲市公益通報の処理に関する規則」を制定する。

→通報対象事実の範囲として、公益通報者保護法第2条第3項に掲げる法令に違反する行為、その他の通報等とあるが、具体的にはどういったものが対象となるのか。

→公益通報者保護法第2条第3項に掲げられている法令は、刑法、食品衛生法、金融商品取引法、日本農林規格等に関する法律、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、個人情報保護に関する法律、その他として、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として政令で定めるものとされている。

また、野洲市公益通報の処理に関する規則第3条では、「市長は、市の行政運営の適正を確保するため、市職員等から法第2条第3項に規定する公益通報その他の通報等を広く受け付けるものとする。」としており、対象者、対象事実ともに広く通報相談を受ける規則となっている。

→公益通報等処理委員会の構成が、「副市長（委員長）、教育長、総務部長、総務課長、人事課長、委員長が必要と認める者」となっているが、委員が通報事案の当事者となった場合はどうなるのか。

→ガイドラインで、利益相反関係の排除として、当該委員は関与させない処置をとらなければならないとされている。

→その場合、委員は欠員となるのか、補充するのか。

→補充することになる。おそらくこの構成員だけでは対応できない部分もあると想定されるので、その都度、その案件に対して柔軟な委員構成としたい。

②ワクチン接種シャトルバスの器物破損事故について

令和4年2月13日（日）にワクチン接種者の送迎シャトルバス（市大型バス）による器物破損

事故が発生したのでその概要を報告する。

→事故が発生した際は、直ちに庁議で報告し和解が成立した後、委任専決処分での報告と認識しているが、今回は損害賠償の額が定まった後の報告となっている。事故が発生した際の報告のルールは。

→ルールは、事故発生時に庁議で報告となっている。今回は担当者間での確認不足が原因で、事故発生時に庁議での報告ができていなかった。事故発生時の報告に係るフローチャートを周知徹底する。

③野洲市総合体育館大規模改修工事に伴う貸館の停止について

当該施設において、令和7年度開催の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の競技会場として準備を進めるために、令和4年度から5年度において、大アリーナの改修やトイレ等バリアフリー化と併せ、老朽化している屋根・壁等の内外装や空調設備・音響設備等の施設全体に対する大規模な改修工事を実施する。このことにより、一定期間総合体育館の貸館を段階的に停止する。

→4カ月全館休館となるが、その間の職員の配置はどうなるのか。

→正規職員3名は継続して配置し、会計年度任用職員6名については、これから人事課と協議し検討する。

3. 次回部長会議の予定

6月13日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会